

日本パーカライジング株式会社 製品含有化学物質管理基準

Ver. 2.20

制定日：2014年3月25日

改定日：2019年7月1日

日本パーカライジング株式会社
技術管理部 発行

目次

■日本パーカライジング株式会社における製品含有化学物質管理基準の概要	P. 2
■用語の定義	P. 3
■[禁止化学物質] 1.1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令	P. 5
■[禁止化学物質] 1.2 労働安全衛生法	P. 7
■[禁止化学物質] 1.3 毒物及び劇物取締法	P. 8
■[削減化学物質] 2.1	P. 9
■[管理化学物質] 3.1 chemSHERPA	P. 9
■[管理化学物質] 3.2 弊社独自管理規制物質	P. 10
■[管理化学物質] 3.2.1.1 監視化学物質	P. 11
■[管理化学物質] 3.2.1.2 優先評価化学物質	P. 13
■[管理化学物質] 3.2.2 水質汚濁防止法 有害物質、指定物質	P. 21
■[管理化学物質] 3.2.3 揮発性有機化合物	P. 24
■[管理化学物質] 3.2.4 紛争鉱物（コンフリクトミネラル）	P. 27
■[管理化学物質] 3.2.5 殺生物剤（バイオサイド）	P. 28
■[管理化学物質] 3.2.6 SVHC 改訂候補、新規追加物質	P. 29
■[管理化学物質] 3.2.7 その他の物質	P. 30
■変更履歴	P. 31

■日本パーカライジング株式会社における製品含有化学物質管理基準の概要

化学物質によるヒト・環境への懸念が益々高まっている中で、日本パーカライジング株式会社（以下『弊社』という）としても化学製品の製造販売に携わるものとしての社会的責任を認識し、化学物質管理に取り組んでまいりました。

今般、弊社としての基本管理方針を定め、あわせて製品含有化学物質管理基準も制定しました。管理基準は日本国内及び海外各国での化学物質管理規制及び化学物質の危険有害性に関する科学的知見に基づき弊社としての禁止化学物質、削減化学物質、及び管理化学物質を選定しています。以下、弊社化学物質管理の考え方と禁止・削減・管理対象となる化学物質リストを示します。

1. 禁止化学物質

法律により日本国内での流通が原則禁止されている以下の物質を弊社禁止化学物質とします。

禁止化学物質を含有する製品は弊社にはありません。

また禁止化学物質を含有する原材料や副資材等の弊社への納入は禁止します。

- 1.1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法） 第一種特定化学物質
- 1.2 労働安全衛生法（安衛法） 製造等が禁止される有害物等
- 1.3 毒物及び劇物取締法（毒劇法） 特定毒物

2. 削減化学物質

弊社での使用量が多く、ヒト・環境へのリスクが懸念される物質から削減化学物質を選定します。

弊社では削減化学物質を含む製品の代替を推進しています。

弊社へ原料や副資材等を納入される場合は、削減化学物質の含有に関する情報の伝達をお願いします。

- 2.1 現在、削減対象化学物質はありません

3. 管理化学物質

国内外での管理規制及び社会的責任に基づき弊社として管理すべきと判断した物質を選定します。

弊社へ原料や副資材等を納入される場合は、管理化学物質の含有に関する情報の伝達をお願いします。

なお海外主要法令及び主要業界団体での管理規制については、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が運営している chemSHERPA 最新版で管理することにします。また弊社独自の管理規制対象として chemSHERPA では情報伝達が十分にはおこなえない物質を別途『弊社独自管理規制物質』として選定します。（日本国内で法令により情報伝達が要求される物質については、安全データシート（SDS）等で含有情報の伝達がなされますので除外しています。）

- 3.1 chemSHERPA
- 3.2 弊社独自管理規制物質

■用語の定義

1) 環境負荷物質

ヒトや環境に対する危険有害性がある物質、またその懸念のある物質。

物質としての危険有害性に係わらず、物質が得られる過程において環境や人権等で懸念が持たれる物質。

(全ての物質に物質固有の何らかの危険有害性がありますが、危険有害性が高く管理が必要と判断した物質を本管理基準では選定しています。)

2) 意図的含有

物質が、材料等の物性、機能、品質、外観の維持のために使用、含有される場合を意図的含有とします。なお原料や触媒、溶媒等の副原料として使用し最終的に除去できず、あるいは除去せず残留しているものは、弊社では『意図的含有』として管理します。なお原材料等中に含まれるこの定義で意図的含有となる物質も意図的含有とします。

3) 非意図的含有

物質が、意図的な使用以外で含有されている場合を非意図的含有とします。

- ・不純物として素材、原材料等に含まれ、工業材料として精製過程で技術的に十分な除去を行っても残留する場合。なお原材料等中に2)の定義で意図的含有となる物質は、非意図的含有とはみなしません。
- ・製造工程での副生成物で技術的に十分な除去を行っても除去できない場合。なお意図的に低純度の原料を使用したり、通常より低精製度ととすために含有される物質は非意図的含有とはみなしません。

4) 許容濃度 (閾値)

非意図的含有において、その数値未満では禁止や管理対象と見なさない濃度とします。

- ・濃度は、「均質と見なされる材料の重量」を母数として計算します。
- ・弊社では意図的含有の場合、濃度にかかわらず含有とし情報伝達が必要です。
- ・非意図的含有の場合でも、含有情報をお持ちの際には情報伝達をお願いします。

5) CAS 登録番号 (CAS RN®)

化学物質に対し、アメリカ化学会 (ACS; American Chemical Society) が定めた番号です。

化学物質毎に唯一の符号が付与されています。物質固有の識別番号として検索できます。しかし異性体を含めた CAS RN® や包括名称の CAS RN® もあり、CAS RN® の照合のみでは含有なしの判断はできません。

6) 製品含有

製品や包装材などでの部品、材料に含有するすべての場合を指します。例えば、次のような状態を指します。

- ・対象物質が意図的に使用された状態。
- ・不純物として含有する状態。
- ・製造工程で使用され最終製品あるいは部品、材料に対象物質が残留又は付着した状態。

(例えば、製品の製造工程で、製品に直接触れる金型、治工具、機械設備等から製品が汚染される可能性がある場合は、製品と触れる部品は禁止化学物質の含有禁止対象として考えなければなりません。)

7) 不純物

不純物とは、天然素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、又は反応の過程で生じた技術的に除去できない物質のこととします。

8) chemSHERPA

chemSHERPA とは、（化学品）製品の含有化学物質情報伝達の標準ツールとして広く用いられている JAMP（アーティクルマネジメント推進協議会）から発表されている chemSHERPA のこととします。

■[禁止化学物質] 1.1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

(最終更新：平成三十年二月二十一日公布(平成三十年政令第三十五号)改正)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一	ポリ塩化ビフェニル
二	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が二以上のものに限る。)
三	ヘキサクロロベンゼン
四	一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一・四・四a・五・八・八aヘキサヒドロエキソ一・四一エンド一五・八ジメタノナフタレン(別名アルドリン。第七条の表第三号において「アルドリン」という。)
五	一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ六・七エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロエキソ一・四一エンド一五・八ジメタノナフタレン(別名ディルドリン。第七条の表第四号において「ディルドリン」という。)
六	一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ六・七エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロ一エンド一・四一エンド一五・八ジメタノナフタレン(別名エンドリン)
七	一・一・一トリクロロ二・二ビス(四クロロフェニル)エタン(別名DDT。第七条の表第三号において「DDT」という。)
八	一・二・四・五・六・七・八・八オクタクロロ二・三・三a・四・七・七aヘキサヒドロ四・七メタノ一Hインデン、一・四・五・六・七・八・八ヘプタクロロ三a・四・七・七aテトラヒドロ四・七メタノ一Hインデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン又はヘプタクロル。第七条の表第五号において「クロルデン類」という。)
九	ビス(トリブチルスズ)オキシド
十	N・N' ジトリルパラフェニレンジアミン、NトリルN' キシリルパラフェニレンジアミン又はN・N' ジキシリルパラフェニレンジアミン
十一	二・四・六トリターシャリーブチルフェノール
十二	ポリクロロ二・二ジメチル三メチリデンシクロ[二・二一]ヘプタン(別名トキサフェン)
十三	ドデカクロロペンタシクロ[五・三・〇・〇二・六・〇三・九・〇四・八]デカン(別名マイレックス。第七条の表第九号において「マイレックス」という。)
十四	二・二・二トリクロロ一・一ビス(四クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)
十五	ヘキサクロロブタ一・三ジエン
十六	二(二H一・二・三ベンゾトリアゾールニール)四・六ジターシャリーブチルフェノール
十七	ペルフルオロ(オクタン一スルホン酸)(別名PFOS。以下「PFOS」という。)
十八	ペルフルオロ(オクタン一スルホニル)フルオリド(別名PFOSF)
十九	ペンタクロロベンゼン
二十	r一・c二・t三・c四・t五・t六ヘキサクロロシクロヘキサン(別名アルファヘキサクロロシクロヘキサン)
二十一	r一・t二・c三・t四・c五・t六ヘキサクロロシクロヘキサン(別名ベータヘキサクロロシクロヘキサン)
二十二	r一・c二・t三・c四・c五・t六ヘキサクロロシクロヘキサン(別名ガンマヘキサクロロシクロヘキサン)二・六 三・九 四・八
二十三	デカクロロペンタシクロ[五・三・〇・〇二・六・〇三・九・〇四・八]デカン一五オン(別名クロルデコン)
二十四	ヘキサブromoビフェニル
二十五	テトラブromo(フェノキシベンゼン)(別名テトラブromoジフェニルエーテル。第七条の表第十二号において「テトラブromoジフェニルエーテル」という。)
二十六	ペンタブromo(フェノキシベンゼン)(別名ペンタブromoジフェニルエーテル。第七条の表第十三号において「ペンタブromoジフェニルエーテル」という。)
二十七	ヘキサブromo(フェノキシベンゼン)(別名ヘキサブromoジフェニルエーテル)
二十八	ヘプタブromo(フェノキシベンゼン)(別名ヘプタブromoジフェニルエーテル)

二十九	六・七・八・九・十・十一ヘキサクロロ一・五・五a・六・九・九aヘキサヒドロ一六・九メタノ一ニ・四・三ベンゾジオキサチエピン=三オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)
三十	ヘキサブロモシクロドデカン
三十一	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル
三十二	ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が十から十三までのものであつて、塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを超えるものに限る。)
三十三	一・一'一オキシビス(二・三・四・五・六一ペンタブロモベンゼン)(別名デカブロモジフェニルエーテル)

■[禁止化学物質] 1.2 労働安全衛生法

(最終更新：平成二十九年五月三十一日公布(平成二十九年法律第四十一号)改正)

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

労働安全衛生法施行令

(最終更新：平成三十年四月六日公布(平成三十年政令第百五十六号)改正)

第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

一	黄りんマツチ
二	ベンジジン及びその塩
三	四一アミノジフェニル及びその塩
四	石綿
五	四一ニトロジフェニル及びその塩
六	ビス(クロロメチル)エーテル
七	ペーターナフチルアミン及びその塩
八	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の五パーセントを超えるもの
九	第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

■[禁止化学物質] 1.3 毒物及び劇物取締法

(最終更新：平成二十七年六月二十六日公布(平成二十七年法律第五十号)改正)

第二条3 この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第三に掲げるものをいう。

別表第三

一	オクタメチルピロホスホルアミド
二	四アルキル鉛
三	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
四	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト
五	ジメチル—(ジエチルアミド——クロルクロトニル)—ホスフェイト
六	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
七	テトラエチルピロホスフェイト
八	モノフルオール酢酸
九	モノフルオール酢酸アミド
十	前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの

毒物及び劇物指定令

(最終更新：平成三十年十二月十九日公布(平成三十年政令第三百四十二号)改正)

第三条 法別表第三第十号の規定に基づき、次に掲げる毒物を特定毒物に指定する。

一	オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤
二	四アルキル鉛を含有する製剤
三	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
四	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤
五	ジメチル—(ジエチルアミド——クロルクロトニル)—ホスフェイトを含有する製剤
六	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
七	テトラエチルピロホスフェイトを含有する製剤
八	モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
九	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
十	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

■[削減化学物質] 2.1

現在、削減対象化学物質はありません

■[管理化学物質] 3.1 chemSHERPA

弊社では日本国内での製品含有化学物質管理情報伝達の標準ツールに係わる情勢より chemSHERPA での情報伝達を原則とします。

なお各ツールにつきましては最新版をアーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が運営するホームページよりダウンロードして使用願います。

chemSHERPA

<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>

最新版	chemSHERPA 化学品データ作成支援ツール Ver. 1.07.00 (公開： 2019年2月26日)
-----	---

■ [管理化学物質] 3.2 弊社独自管理規制物質

代表的な根拠法令等		
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	監視化学物質	別表 3.2.1.1
	優先評価化学物質	別表 3.2.1.2
	特定一般化学物質、特定新規化学物質	*
水質汚濁防止法	有害物質	別表 3.2.2
	指定物質	
大気汚染防止法	揮発性有機化合物	別表 3.2.3
Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act (USA)	紛争鉱物 (コンフリクトミネラル)	別表 3.2.4
Biocidal Products Regulation (EU)	殺生物剤 (バイオサイド)	別表 3.2.5
EU REACH SVHC	SVHC 改訂候補、新規追加物質 (chemSHERPA 未収載)	別表 3.2.6
各国	ノニルフェノール類	別表 3.2.7
各国	オクチルフェノール類	
各国	アゾ色素	
各国	多環芳香族炭化水素	
各国	有機ハロゲン化合物	
NPO 等	パーム油	
各国、NPO 等	木材及び関連物質	
NPO 等	天然ゴム及び関連物質	
各国	ナノマテリアル	
NPO 等	マイクロプラスチック	

* 法令施行により該当物質が公示された後、別表に掲載します。

■[管理化学物質] 3.2.1.1 監視化学物質

化審法に基づき厚生労働省・経済産業省・環境省から告示されるが、告示は物質の改廃のみである。

毎年4月頃に経済産業省よりその時点の全対象物質リストが公開されるが pdf 形式であり、取扱い難い。

NITE 化学物質総合情報提供システムからの情報を用いると管理は容易となるが、ファイル変換での問題発生が無いか確認する必要がある。

NITE 化学物質総合情報提供システム

https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/sltLst

(”化審法：監視化学物質” 2019年4月26日ダウンロードより)

	化審法官報 整理番号	官報公示名称
1	1-436	酸化水銀 (I I)
2	3-430	1-tert-ブチル-3, 5-ジメチル-2, 4, 6-トリニトロベンゼン
3	3-2239	シクロドデカ-1, 5, 9-トリエン
4	3-2240	シクロドデカン
6	3-2341	1, 1-ビス (tert-ブチルジオキシ) -3, 3, 5-トリメチルシクロヘキサン
7	3-2572	テトラフェニルスズ
8	3-2855	1, 3, 5-トリブロモ-2-(2, 3-ジブロモ-2-メチルプロポキシ) ベンゼン
9	3-3371	O-(2, 4-ジクロロフェニル) =O-エチル=フェニルホスホノチオアート
10	3-3427	1, 3, 5-トリ-tert-ブチルベンゼン
11	4-18	ポリブロモビフェニル (臭素数が2から5のものに限る。)
12	4-67	ジペンテンダイマー又はその水素添加物
13	4-577	2-イソプロピルピシクロ [4. 4. 0] デカン又は3-イソプロピルピシクロ [4. 4. 0] デカン
14	4-821	2, 6-ジ-tert-ブチル-4-フェニルフェノール
15	4-961	ジイソプロピルナフタレン
16	4-961	トリイソプロピルナフタレン
18	5-3581, 5-3605	2, 4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロ-2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) フェノール
20	4-16	ジエチルビフェニル
21	4-41	水素化テルフェニル
22	4-638	ジベンジルトルエン
23	4-16	トリエチルビフェニル
24	5-256	N, N-ジシクロヘキシル-1, 3-ベンゾチアゾール-2-スルフェンアミド
25	5-3604	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール
26	3-2835	2, 4-ジ-tert-ブチル-6-[(2-ニトロフェニル) ジアゼニル] フェノール
27	3-3247	ペルフルオロ (1, 2-ジメチルシクロヘキサン)

28	4-39	2, 2', 6, 6' -テトラ-tert-ブチル-4, 4' -メチレンジフェノール
29	2-2658, 2-2659	ペルフルオロドデカン酸
30	2-2658, 2-2659	ペルフルオロトリデカン酸
31	2-2658	ペルフルオロテトラデカン酸
32	2-2658	ペルフルオロペンタデカン酸
33	2-2658	ペルフルオロヘキサデカン酸
34	2-2366	ペルフルオロヘプタン
35	2-2366	ペルフルオロオクタン
36	5-71	2, 2, 3, 3, 4, 4, 5 -ヘプタフルオロ-5 - (ペルフルオロブチル) オキソラン又は2, 2, 3, 3, 4, 5, 5 -ヘプタフルオロ-4 - (ペルフルオロブチル) オキソラン
37	3-540	4 -sec-ブチル-2, 6 -ジ-tert-ブチルフェノール
38	4-1263, 5-5112	1, 4 -ビス (イソプロピルアミノ) -9, 10 -アントラキノン
39	6-1849	α - (ジフルオロメチル) - ω - (ジフルオロメトキシ) ポリ [オキシ (ジフルオロメチレン) /オキシ (テトラフルオロエチレン)] (分子量が500以上700以下のものに限る。)
40	7-475	2, 2, 4, 4, 6, 6, 8, 8 -オクタメチル-1, 3, 5, 7, 2, 4, 6, 8 -テトラオキサテトラシロカン (別名オクタメチルシクロテトラシロキサン)
41	7-475	2, 2, 4, 4, 6, 6, 8, 8, 10, 10, 12, 12 -ドデカメチル-1, 3, 5, 7, 9, 11 -ヘキサオキサ-2, 4, 6, 8, 10, 12 -ヘキサシラシクロドデカン (別名ドデカメチルシクロヘキサシロキサン)

■[管理化学物質] 3.2.1.2 優先評価化学物質

化審法に基づき厚生労働省・経済産業省・環境省から告示されるが、告示は物質の改廃のみである。毎年4月頃に経済産業省よりその時点の全対象物質リストが公開されるがpdf形式であり、取扱い難い。NITE 化学物質総合情報提供システムからの情報を用いると管理は容易となるが、ファイル変換での問題発生が無いか確認する必要がある。

NITE 化学物質総合情報提供システム

http://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/sltLst

(“化審法：優先評価化学物質” 2019年4月26日ダウンロードより)

	化審法官報 整理番号	官報公示名称
1	1-172	二硫化炭素
2	1-374	ヒドラジン
3	2-6	n-ヘキサン
4	2-17	1, 3-ブタジエン
5	2-20	イソプレン
6	2-35	クロロメタン (別名塩化メチル)
8	2-37	クロロホルム
9	2-39	ブロモメタン (別名臭化メチル)
10	2-53	クロロエタン
11	2-54	1, 2-ジクロロエタン
15	2-129	メチルアミン
16	2-134	ジメチルアミン
17	2-186	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド
18	2-191	ニトロメタン
19	2-218	エチレンオキシド
21	2-229	1, 2-エポキシブタン
22	2-275	エピクロロヒドリン
23	2-405	エチレングリコールモノメチルエーテル
24	2-410	2-(1-メチルエトキシ)エタノール
25	2-482	ホルムアルデヒド
26	2-485	アセトアルデヒド
27	2-680	N, N-ジメチルホルムアミド
28	2-728	酢酸ビニル
29	2-798	メチル=ドデカノアート
31	2-987	アクリル酸メチル
32	2-988	アクリル酸エチル
34	2-1014	アクリルアミド
35	2-1025	メタクリル酸
36	2-1263	エチレンジアミン四酢酸
37	2-1276	ニトリロ三酢酸
38	2-1508	アセトニトリル
39	2-1513	アクリロニトリル

40	2-1733	チオ尿素
41	2-1820	テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)
42	2-1848	ビス (N, N-ジメチルジチオカルバミン酸) N, N'-エチレンビス (チオカルバモイルチオ亜鉛) (別名ポリカーバメート)
43	2-2863	ヘキサメチレン=ジイソシアネート
45	3-1	ベンゼン
46	3-2, 3-60	トルエン
47	3-4	スチレン
48	3-5, 3-8	イソプロペニルベンゼン (別名 α -メチルスチレン)
49	3-7, 3-3427	1, 2, 4-トリメチルベンゼン
50	3-28, 3-60	エチルベンゼン
51	3-39, 3-102	ベンジル=クロリド (別名塩化ベンジル)
52	3-41	o-ジクロロベンゼン
53	3-41	p-ジクロロベンゼン
54	3-105	アニリン
55	3-185	m-フェニレンジアミン
56	3-185	o-フェニレンジアミン
58	3-194	o-クロロアニリン
59	3-436	ニトロベンゼン
60	3-442	p-クロロニトロベンゼン
62	3-481	フェノール
64	3-540, 9-1805	2, 6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール
65	3-543	ピロカテコール (別名カテコール)
66	3-1307	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
67	3-1328	テレフタル酸ジメチル
68	3-1334	テレフタル酸
69	3-1362	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸 1, 2-無水物
70	3-4280	オクタデシルアミン (N-B) トリフェニルボラン
71	3-4392	[3-(2-エチルヘキシルオキシ) プロピルアミン] トリフェニルホウ素 (I I I)
74	4-118	メチレンビス (4, 1-フェニレン) =ジイソシアネート
75	4-123	4, 4'- (プロパン-2, 2-ジイル) ジフェノール (別名 4, 4'-イソプロピリデンジフェノール又はビスフェノールA)
76	4-311	ナフタレン
77	4-634	ジシクロペンタジエン
80	5-839	1, 4-ジオキサソ
81	5-859	モルホリン
82	5-1097	ϵ -カプロラクタム
83	5-6268	ピリジン-トリフェニルボラン (1/1)
84	5-6271	ビス (2-スルフィドピリジン-1-オラト) 銅
85	5-6783	ジカリウム=ピペラジン-1, 4-ビス (カルボジチオアート)
86	7-172	α - (ノニルフェニル) - ω -ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (別名ポリ (オキシエチレン) =ノニルフェニルエーテル)

87	7-1279, 7-1283	4, 4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンの重縮合物 (別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂) (液状のものに限る。)
89	1-419	過酸化水素
90	2-201	メタノール
91	2-302, 2-354	ジエタノールアミン
92	2-689	過酢酸
93	2-690	無水酢酸
94	2-984	アクリル酸
95	2-1146	クロロ酢酸ナトリウム
96	3-2233	シクロヘキサン
97	1-375	ヒドロキシルアミン
98	2-130	エチルアミン
99	2-158	N, N-ジメチルプロパン-1, 3-ジイルジアミン
102	2-207	イソプロピルアルコール
103	2-217	1-オクタノール
105	2-230	エチレングリコール
106	2-234	プロパン-1, 2-ジオール
107	2-301	2-アミノエタノール
108	2-308, 2-353	トリエタノールアミン
109	2-407, 2-2424, 7-97	2-ブトキシエタノール
110	2-422	2-(2-エトキシエトキシ)エタノール
111	2-494	イソブチルアルデヒド
112	2-510	グリオキサール
114	2-542	アセトン
115	2-542	メチルエチルケトン
116	2-542	メチルイソブチルケトン
117	2-670	ギ酸
118	2-740	2-ブトキシエチル=アセタート
119	2-1145	クロロ酢酸
122	2-1673	硫酸ジメチル
124	2-3049	1-ブタノール
125	3-3, 3-60	キシレン
126	3-22	クメン
128	3-1389	安息香酸ベンジル
129	3-2214	1, 3-ジイソシアナト (メチル) ベンゼン
131	3-2376	シクロヘキサノン
132	3-2381, 3-2389	3, 5, 5-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-オン
133	3-2387	(E)-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン
134	3-2667	3-(4-tert-ブチルフェニル)-2-メチルプロパナール
135	5-53	テトラヒドロフラン

136	5-113	N-メチル-2-ピロリドン
137	5-1044	1, 3, 5-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジナン-2, 4, 6-トリオン
138	5-2742	ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス [5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ) ベンゼンスルホナート] (別名フルオレスセント-260)
139	5-3725, 9-1110	(T-4)-ビス [2-(チオキソ-κS)-ピリジン-1(2H)-オラト-κO] 亜鉛 (I I)
140	3-1884, 3-1906, 3-1949	アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (アルキルは炭素数が10から14までの直鎖アルカンの基に限る。)
142	1-129	チオシアン酸銅 (I)
143	1-174	炭化ケイ素
144	1-242	二塩化ニッケル (I I)
145	1-284	三酸化クロム (V I)
146	1-393	ビス (スルファミン酸) ニッケル (I I)
147	1-639, 1-648	二塩化酸化ジルコニウム
148	1-813	硫酸ニッケル (I I)
149	2-123	3-クロロプロペン (別名塩化アリル)
150	2-407, 2-2424, 7-97	2-イソブトキシエタノール
151	2-759	アリル=ヘプタノアート
152	2-1277	2, 2', 2''-ニトリロ三酢酸のナトリウム塩
153	2-2509, 2-2521	N-[3-(ジメチルアミノ) プロピル] ステアルアミド
154	3-31	クロロベンゼン
156	3-499, 4-57	クレゾール
157	3-503	4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル) フェノール
158	3-2211	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)
159	5-1043	ナトリウム=3, 5-ジクロロ-2, 4, 6-トリオキソ-1, 3, 5-トリアジナン-1-イド (別名ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム)
160	5-6110	2-tert-ブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン
161	6-901	アクリル酸重合物のナトリウム塩
162	9-1741	コールタール
163	9-1744	コールタールピッチ
164	2-133, 2-176, 2-185, 8-310, 8-342	アルカン-1-アミン (C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン又は(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン
165	2-176	N, N-ジメチルドデシルアミン
166	2-184, 9-795, 9-1971	ヘキサデシル (トリメチル) アンモニウムの塩

167	2-184, 9-1971	ジデシル (ジメチル) アンモニウムの塩
168	2-184, 9-1971	ビス (アルキル (C=12, 14, 16, 18, 20、直鎖型)) (ジメチル) アンモニウムの塩
169	2-198	N, N-ジメチルアルカン-1-アミン=オキシド (C=10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、(Z)-N, N-ジメチルオクタデカ-9-エン-1-アミン=オキシド又は(9Z, 12Z)-N, N-ジメチルオクタデカ-9, 12-ジェン-1-アミン=オキシド
170	2-217	デカン-1-オール
171	2-217, 2-3704	アルカノール (C=10~16) (C=11~14のいずれかを含むものに限る。)
172	2-611, 7-973	飽和脂肪酸 (C=8~18、直鎖型) のナトリウム塩又は不飽和脂肪酸 (C=16~18、直鎖型) のナトリウム塩
173	2-814, 2-827, 2-2503, 7-87, 8-311	N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) アルカンアミド (C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、(Z)-N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) オクタデカ-9-エンアミド又は(9Z, 12Z)-N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) オクタデカ-9, 12-ジェンアミド
174	2-1290, 2-2707, 9-2027	[(3-アルカンアミド (C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型) プロピル) (ジメチル) アンモニオ] アセタート又は(Z)-{ [3-(オクタデカ-9-エンアミド) プロピル] (ジメチル) アンモニオ} アセタート
175	2-1639, 2-2807, 9-2038	ナトリウム=アルケンスルホナート (C=14~16) 又はナトリウム=ヒドロキシアルケンスルホナート (C=14~16)
176	6-3223	アクリルアミド・2-アクリルアミド-2-ヒドロキシ酢酸・[2-(アクリロイルオキシ) エチル] (ベンジル) (ジメチル) アンモニウム=クロリド・2-(ジメチルアミノ) エチル=メタクリラート・ベンジル [2-(メタクリロイルオキシ) エチル] (ジメチル) アンモニウム=クロリド・2-メチリデンコハク酸共重合体 (脂溶性溶媒及び汎用溶媒に不溶であり分子量1, 000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)
177	1-417	水酸化ニッケル (II)
178	2-611, 9-1677	飽和脂肪酸 (C=8~18、直鎖型) のカリウム塩又は不飽和脂肪酸 (C=18、直鎖型) のカリウム塩
179	2-1249	カリウム=ジエチルジチオカルバマート
180	2-1291, 2-2709	2-(N-ドデシル-N, N-ジメチルアンモニオ) アセタート
181	2-1841	N, N'-エチレンビス (ジチオカルバミン酸) マンガン (別名マンネブ)
182	2-2795	2, 2-ジブromo-2-シアノアセトアミド
183	2-3659	N-{3-[オクタデカン (又はヘキサデカン若しくはテトラデカン) アミド] プロピル}-N-メチル-2-[オクタデカノイル (又はヘキサデカノイル若しくはテトラデカノイル) オキシ] エチルアンモニウム=クロリド
184	3-326, 3-2694	アルキル (C=12~16) (ベンジル) (ジメチル) アンモニウムの塩
185	3-1585	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート
186	4-613	カンフェン
187	5-683	4, 6, 6, 7, 8, 8-ヘキサメチル-1, 3, 4, 6, 7, 8-ヘキサヒドロシクロペンタ [g] イソクロメン

188	7-97	α -アルキル (C=9~11) - ω -ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (数平均分子量が1,000未満のものに限る。)
189	7-97	α -アルキル (C=12~15) - ω -ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (数平均分子量が1,000未満のものに限る。)
190	2-141	トリエチルアミン
191	1-124	ホスゲン
192	1-158	シアン化ナトリウム
193	2-184, 9-1971	トリメチル (オクタデシル) アンモニウムの塩
194	2-2956	1, 1, 1, 3, 3, 3-ヘキサメチルジシロキサン
195	2-635	[2-(ドデカノイルオキシ)エチル] (エチル) (ジメチル) アンモニウムの塩
196	2-759	アリル=ヘキサノアート
197	2-93	クロロジフルオロメタン
198	3-194	m-クロロアニリン
199	3-2657	2-ベンジリデンオクタナール
200	3-2694	ベンジル (ジメチル) (オクチル) アンモニウムの塩
201	3-7, 3-3427	1, 3, 5-トリメチルベンゼン
202	3-503	2-tert-ブチルフェノール
203	3-543	ヒドロキノン
204	4-1911	1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8-オクタヒドロ-2-ナフチル) エタノン、1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル) エタノン及び1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル) エタノンの混合物を主成分(80%以上)とする、3-メチルペンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクタ-1, 6-ジエンの反応生成物
205	5-1089	オキサシクロヘキサデカン-2-オン
206	5-1104, 5-3880	1, 4-ジオキサシクロヘプタデカン-5, 17-ジオン
207	5-3560	3-(1, 3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパナール
208	5-67, 9-137	5-ヘプチルオキソラン-2-オン
209	9-1735	クレオソート油
211	9-381, 9-922	5-クロロ-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ)フェノール (別名トリクロサン)
212	2-10	2, 2, 4, 6, 6-ペンタメチルヘプタン
213	2-1620, 2-1623	ナトリウム=1, 4-ビス [(2-エチルヘキシル) オキシ]-1, 4-ジオキソブタン-2-スルホナート
214	2-1679	ナトリウム=アルキル (C=8~18) =スルファート
215	2-1820	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)
216	2-184	ジメチル [ビス (オクタデセン-1-イル)] アンモニウムの塩
217	2-2936, 2-4162	(1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル) ジホスホン酸又はそのカリウム塩若しくはナトリウム塩
218	2-68	モノ (又はポリ) クロロアルカン (C=14~17、直鎖型)

219	3-2522, 3-2613, 3-3363	りん酸トリトリル
220	4-38, 4-244	ジメチル (1-フェニルエチル) ベンゼン
221	5-6165	4, 5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール-3 (2H) -オン
222	7-110, 8-55	(アンヒドロ (又はジアンヒドロ) グルシトールとドデカン酸のモノエステル) と α -ヒドロ- ω -ヒドロキシポリ (オキシエチレン) のモノ (又はポリ) エーテル
223	7-155	α - (アルキル (C=10~16)) - ω - (スルホオキシ) ポリ [(オキシエチレン) (又はオキシエチレン/オキシ (メチルエチレン))] のオニウム塩又はナトリウム塩 (繰り返し単位の繰り返し数の平均が1~4のものに限る。)
224	7-1951, 7-1961	アジピン酸・N- (2-アミノエチル) (又はN, N'-ビス (2-アミノエチル)) エタン-1, 2-ジアミン・2- (クロロメチル) オキシラン重縮合物
225	7-872	α - (イソシアナトベンジル) - ω - (イソシアナトフェニル) ポリ [(イソシアナトフェニレン) メチレン]
226	8-118	{デンプンのポリ [2-ヒドロキシ-3- (トリメチルアンモニオ) プロピル] エーテル} の塩
227	9-1958	ナトリウム= (アルキル (C=12, 分枝型)) (アルキル (C=12, 分枝型) フェノキシ) ベンゼンスルホナート (又はナトリウム= (アルキル (C=12, 分枝型) フェノキシ) ベンゼンスルホナート又はナトリウム= (アルキル (C=12, 分枝型)) (フェノキシ) ベンゼンスルホナート又は二ナトリウム= (アルキル (C=12, 分枝型)) [(アルキル (C=12, 分枝型)) (スルホナト) フェノキシ] ベンゼンスルホナート又は二ナトリウム= (アルキル (C=12, 分枝型)) (スルホナトフェノキシ) ベンゼンスルホナート)
228	2-73	1-ブロモプロパン
229	2-184, 9-1971	N, N, N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩
230	2-611	カリウム=2-エチルヘキサノアート
231	2-642, 2-766	3-ヒドロキシ-2, 2-ビス (ヒドロキシメチル) プロピル=オクタデカノアート
232	3-2311, 3-2345, 3-2356	2-tert-ブチルシクロヘキシル=アセタート
233	5-31	フルフリルアルコール
234	6-898	アクリル酸重合体
235	7-114	ナトリウム= α - (カルボキシラトメチル) - ω - (ドデシルオキシ) ポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) (繰り返し単位の繰り返し数は1から100までの整数とする。)
236	7-264	α -ヒドロ- ω -ドデカンアミドポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) (繰り返し単位の繰り返し数は2から101までの整数とする。)
237	2-139, 2-143	トリオクチルアミン
238	2-176	N-メチルジデカン-1-イルアミン
239	2-184, 9-1971	N-エチル-N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミニウムの塩
240	2-413	1, 1'-オキシジ (プロパン-2-オール)

241	2-769, 2-2491	2- [(ドデカノイルオキシ) メチル] - 2-エチルプロパン-1, 3-ジイル = ジ (ドデカノアート)
242	2-1291, 2-2709	[ジメチル (オクタデシル) アザニウムイル] アセタート
243	2-2607	N, N-ジエチル-N-メチル-2- [(2-メチルプロパ-2-エノイル) オキシ] エタン-1-アミニウムの塩
244	2-3231	エチル=水素=スルファート
245	3-1023	2, 2, 2-トリクロロ-1-フェニルエチル=アセタート
246	3-1730	エチル=2-フェニルプロパノアート
247	3-4307	ナトリウム=ドデカノイルオキシベンゼンスルホナート
248	4-658	3 a, 4, 5, 6, 7, 7 a-ヘキサヒドロ-1H-4, 7-メタノインデン-5-イル=アセタート
249	4-1952	シクロヘキシリデン (フェニル) アセトニトリル
250	7-97	[α - (アルキル (C=16~18)) - ω -ヒドロキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) 又は α - (アルケニル (C=16~18)) - ω -ヒドロキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル)] (数平均分子量が1, 000未満のものに限る。)
251	9-1473	ナトリウム=1-オキソ-1 λ (5) -ピリジン-2-チオラート

■[管理化学物質] 3.2.2 水質汚濁防止法 有害物質、指定物質

3.2.3-1 有害物質

水質汚濁防止法施行令

(最終改正：平成二十九年十一月二十七日公布（平成二十九年政令第二百八十六号）改正）

第二条 法第二条第二項第一号 の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一	カドミウム及びその化合物
二	シアン化合物
三	有機リン化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）
四	鉛及びその化合物
五	六価クロム化合物
六	砒素及びその化合物
七	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
八	ポリ塩化ビフェニル
九	トリクロロエチレン
十	テトラクロロエチレン
十一	ジクロロメタン
十二	四塩化炭素
十三	一・二—ジクロロエタン
十四	一・一—ジクロロエチレン
十五	一・二—ジクロロエチレン
十六	一・一・一—トリクロロエタン
十七	一・一・二—トリクロロエタン
十八	一・三—ジクロロプロペン
十九	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
二十	二—クロロ—四・六—ビス（エチルアミノ）—s—トリアジン（別名シマジン）
二十一	S—四—クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
二十二	ベンゼン
二十三	セレン及びその化合物
二十四	ほう素及びその化合物
二十五	ふっ素及びその化合物
二十六	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
二十七	塩化ビニルモノマー
二十八	一・四—ジオキサン

3.2.3-2 指定物質

水質汚濁防止法施行令

(最終改正：平成二十九年十一月二十七日公布（平成二十九年政令第二百八十六号）改正）

第三条の三 法第二条第四項 の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一	ホルムアルデヒド
二	ヒドラジン
三	ヒドロキシルアミン
四	過酸化水素
五	塩化水素
六	水酸化ナトリウム
七	アクリロニトリル
八	水酸化カリウム
九	アクリルアミド
十	アクリル酸
十一	次亜塩素酸ナトリウム
十二	二硫化炭素
十三	酢酸エチル
十四	メチルーターシヤリーブチルエーテル（別名MTBE）
十五	硫酸
十六	ホスゲン
十七	一・二ジクロロプロパン
十八	クロルスルホン酸
十九	塩化チオニル
二十	クロロホルム
二十一	硫酸ジメチル
二十二	クロルピクリン
二十三	りん酸ジメチル＝二・二ジクロロビニル（別名ジクロロボス又はDDVP）
二十四	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はESP）
二十五	トルエン
二十六	エピクロロヒドリン
二十七	スチレン
二十八	キシレン
二十九	パラジクロロベンゼン
三十	N-メチルカルバミン酸二セカンダリーブチルフエニル（別名フェノブカルブ又はBPMC）
三十一	三・五ジクロロ-N-(一・一ジメチル二プロピニル)ベンズアミド（別名プロピザミド）
三十二	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）
三十三	チオりん酸O・O-ジメチル-O-(三メチル四ニトロフェニル)（別名フェニトロチオン又はMEP）
三十四	チオりん酸S-ベンジル-O・O-ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はIBP）
三十五	一・三ジチオラン-二イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
三十六	チオりん酸O・O-ジエチル-O-(二イソプロピル-六メチル-四ピリミジニル)（別名ダイアジノン）

三十七	チオりん酸O・O—ジエチル—O— (五—フェニル—三—イソキサゾリル) (別名イソキサチオン)
三十八	四—ニトロフェニル—二・四・六—トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)
三十九	チオりん酸O・O—ジエチル—O— (三・五・六—トリクロロ—二—ピリジル) (別名クロルピリホス)
四十	フタル酸ビス (二—エチルヘキシル)
四十一	エチル= (Z) —三— [N—ベンジル—N— [[メチル (一—メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
四十二	一・二・四・五・六・七・八・八—オクタクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン (別名クロルデン)
四十三	臭素
四十四	アルミニウム及びその化合物
四十五	ニッケル及びその化合物
四十六	モリブデン及びその化合物
四十七	アンチモン及びその化合物
四十八	塩素酸及びその塩
四十九	臭素酸及びその塩
五十	クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)
五十一	マンガン及びその化合物
五十二	鉄及びその化合物
五十三	銅及びその化合物
五十四	亜鉛及びその化合物
五十五	フェノール類及びその塩類
五十六	一・三・五・七—テトラアザトリシクロ [三・三・一・一三・七] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)

■[管理化学物質] 3.2.3 揮発性有機化合物

大気汚染防止法（最終改正：平成二七年六月一九日法律第四一号）

第二条 4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいう。

大気汚染防止法では規制対象物質の名称を限定列挙せず、多種多様な物質を揮発性有機化合物（VOC）として包括的に指定しています。

しかしVOCに該当する具体的な物質名が定義されないと含有物質の調査等で不便なので、弊社では環境省が参考として示している『揮発性有機化合物（VOC）に該当する主な物質』に基づき管理することになります。

揮発性有機化合物（VOC）に該当する主な物質

（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（通知） 環境省環境管理局长 環管大発第 050617001 号 平成17年6月17日）

<https://www.env.go.jp/air/osen/voc/seido/060.pdf>

なお上記の通知では各物質のCAS RN®が付されていませんので、下記手引きを引用します。

（VOC排出抑制の手引き 一自主的取組の普及・促進に向けて一 参考資料（第3版）

平成22年10月、経済産業省・社団法人 産業環境管理協会）

https://www.meti.go.jp/policy/voc/downloads/VOC-tebiki-sankou_22fy.pdf

（平成12年度における排出量推計結果に基づき排出量の多い順に配列）

順位	物質名	CAS RN®
1	トルエン	108-88-3
2	キシレン	1330-20-7
3	1,3,5-トリメチルベンゼン	108-67-8
4	酢酸エチル	141-78-6
5	デカン	124-18-5
6	メチルアルコール	67-56-1
7	ジクロロメタン	75-09-2
8	メチルエチルケトン	78-93-3
9	n-ブタン	106-97-8
10	イソブタン	75-28-5
11	トリクロロエチレン	79-01-6
12	イソプロピルアルコール	67-30-0
13	酢酸ブチル	123-86-4
14	アセトン	67-64-1
15	メチルイソブチルケトン	108-10-1
16	ブチルセロソルブ	7580-85-0
17	n-ヘキサン	110-54-3
18	n-ブタノール	78-92-2
19	n-ペンタン	109-66-0
20	cis-2-ブテン	107-01-7
21	イソブタノール	78-83-1
22	プロピレングリコールモノメチルエーテル	107-98-2

23	テトラクロロエチレン	127-18-4
24	シクロヘキサン	110-82-7
25	酢酸プロピル	109-60-4
26	trans-2-ブテン	624-64-6
27	エチルセロソルブ	110-80-5
28	ウンデカン	1120-21-4
29	ノナン	111-84-2
30	プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート	108-65-6
31	2-メチルペンタン	107-83-5
32	エチレングリコール	107-21-1
33	2-メチル-2-ブテン	513-35-9
34	エチルシクロヘキサン	1678-91-7
35	テトラリン	119-64-2
36	メチルアミルケトン	110-43-0
37	メチル n-ブチルケトン	591-78-6
38	クロロメタン	74-87-3
39	ベンジルアルコール	100-51-6
40	シクロペンタノン	120-92-3
41	2-メチル-1-ブテン	563-46-2
42	n-ヘプタン	142-82-5
43	ビスシクロヘキシル	92-51-3
44	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2
45	trans-2-ペンテン	646-04-8
46	cis-2-ペンテン	627-20-3
47	スチレン	100-42-5
48	N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4
49	エチルセロソルブアセテート	111-15-9
50	ベンゼン	71-43-2
51	イソホロン	78-59-1
52	シクロヘキサノン	108-94-1
53	エタノール	64-17-5
54	メチルシクロペンタン	96-37-7
55	酢酸ビニル	108-05-4
56	3-メチルヘキサン	589-34-4
57	2,3-ジメチルブタン	79-29-8
58	2,2-ジメチルブタン	75-83-2
59	メチルシクロヘキサン	108-87-2
60	イソプロピルセロソルブ	109-59-1
61	1,2-ジクロロエタン	107-06-2
62	塩化ビニルモノマー	75-01-4
63	テトラフルオロエチレン	116-14-3
64	エチルベンゼン	100-41-4
65	クメン	98-82-8
66	クロロエタン	75-00-3
67	トリクロロエタン	71-55-6

68	アクリロニトリル	107-13-1
69	テトラヒドロフラン	109-99-9
70	エチレングリコールモノメチルエーテル	109-86-4
71	n-プロピルブロマイド	106-94-5
72	メタクリル酸メチル	80-62-6
73	1,3-ブタジエン	106-99-0
74	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4
75	2,4-ジメチルペンタン	142-82-5
76	酸化プロピレン	75-56-9
77	クロロホルム	67-66-3
78	臭化メチル	74-83-9
79	ジペンテン	7705-14-8
80	1-ヘプテン	592-76-7
81	1,4-ジオキサン	123-91-1
82	アセトニトリル	75-05-8
83	塩化アリル	107-05-1
84	アクリル酸	79-10-7
85	イソプレン	78-79-5
86	アセトアルデヒド	75-07-0
87	1,2-ジクロロプロパン	78-87-5
88	メチルセロソルブアセテート	110-49-6
89	エチレンオキシド	75-21-8
90	o-ジクロロベンゼン	95-50-1
91	クロロベンゼン	108-90-7
92	ギ酸メチル	107-31-3
93	トリエチルアミン	121-44-8
94	3-メチルヘプタン	589-81-1
95	フェノール	108-95-2
96	ナフタレン	90-30-2
97	アクリル酸メチル	96-33-3
98	シクロヘキシルアミン	108-91-8
99	ホルムアルデヒド	50-00-0
100	エピクロロヒドリン	106-89-8

■[管理化学物質] 3.2.4 紛争鉱物 (コンフリクトミネラル)

DODD-FRANK WALL STREET REFORM AND CONSUMER PROTECTION ACT (USA)

Public Law 111-203, 111th Congress (2010)

SEC. 1502. CONFLICT MINERALS.

(a) Sense of Congress on Exploitation and Trade of Conflict Minerals Originating in the Democratic Republic of the Congo.--It is the sense of Congress that the exploitation and trade of conflict minerals originating in the Democratic Republic of the Congo is helping to finance conflict characterized by extreme levels of violence in the eastern Democratic Republic of the Congo, particularly sexual- and gender-based violence, and contributing to an emergency humanitarian situation therein, warranting the provisions of section 13(p) of the Securities Exchange Act of 1934, as added by subsection (b).

下記の金属が製品の仕様、機能上必要で意図的に含有していますか？
又は下記の金属が製品の仕様、機能上必要はないが生産の過程において必要であり製品に含有されていますか？
又は製品の構成材料に上記条件に基づく含有がありますか？

金属名
金
タンタル
タングステン
錫

また弊社では責任ある鉱物調達の観点より、以下の物質についても「金、タンタル、タングステン、錫」と同等の管理をお願いしています。

物質名
コバルト
雲母 (マイカ) *

* 「雲母」を含有する際は、天然雲母であるか合成雲母であるかの特定もお願いします

■[管理化学物質] 3.2.5 殺生物剤 (バイオサイド)

Concerning the making available on the market and use of biocidal products (EU)

REGULATION (EU) No 528/2012

Article 3 Definitions 1.1. For the purposes of this Regulation, the following definitions shall apply:

(a) ‘biocidal product’ means

- any substance or mixture, in the form in which it is supplied to the user, consisting of, containing or generating one or more active substances, with the intention of destroying, deterring, rendering harmless, preventing the action of, or otherwise exerting a controlling effect on, any harmful organism by any means other than mere physical or mechanical action,
- any substance or mixture, generated from substances or mixtures which do not themselves fall under the first indent, to be used with the intention of destroying, deterring, rendering harmless, preventing the action of, or otherwise exerting a controlling effect on, any harmful organism by any means other than mere physical or mechanical action.

A treated article that has a primary biocidal function shall be considered a biocidal product.

上記条件に該当する物質、または該当する物質を含有しますか？

■ [管理化学物質] 3.2.6 SVHC 改訂候補、新規追加物質

(chemSHERPA 未収載)

SVHC candidates (13/03/2019)

Name	EC Number	CAS RN®
2,3,3,3-tetrafluoro-2-(heptafluoropropoxy)propionic acid, its salts and its acyl halides (covering any of their individual isomers and combinations thereof)	-	-
2-methoxyethyl acetate	203-772-9	110-49-6
Tris(4-nonylphenyl, branched and linear) phosphite (TNPP) with ≥ 0.1% w/w of 4-nonylphenol, branched and linear (4-NP)	-	-

各物質の詳細については ECHA の以下のホームページを参照願います。

Six new substances added to the Candidate List

<https://www.echa.europa.eu/-/six-new-substances-added-to-the-candidate-list>

(欧州委員会で SVHC とされ WTO 通報された物質)

https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S009-

[DP.aspx?language=E&CatalogueIdList=251355&CurrentCatalogueIdIndex=0&FullTextHash=371857150&HasEnglishRecord=True&HasFrenchRecord=False&HasSpanishRecord=False](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S009-DP.aspx?language=E&CatalogueIdList=251355&CurrentCatalogueIdIndex=0&FullTextHash=371857150&HasEnglishRecord=True&HasFrenchRecord=False&HasSpanishRecord=False)

https://members.wto.org/crattachments/2019/TBT/EEC/19_0709_00_e.pdf

■[管理化学物質] 3.2.7 その他の物質

調査対象物質	主たる調査の観点
オクチルフェノール類 (直鎖、分鎖を含む全ての異性体を含むオクチルフェノール、及びそのアルコキシレート等のすべての誘導体)	—
アゾ化合物 (色素、染料、顔料等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発癌性を有する特定アミン構造 ・ 不純物(副生物)として化審法一特物質(PCB等の)含有
多環芳香族炭化水素 (芳香性を有する炭化水素が縮合した構造を有する物質)	発癌性の高いことが示されている多環芳香族化合物の有無
有機ハロゲン化合物 (ハロゲン(弗素、塩素、臭素、沃素)原子が直接炭素原子と結合した構造を有する物質)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種法令、自主規制への該非 ・ 不純物(副生物)として化審法一特物質(PCB等の)含有
パーム油・パーム核油及び誘導体 (パーム油及びパーム油を原料等で使用し製造された物質)	環境・人権への配慮 (外部認証の有無、自主監査状況)
木材及び関連物質 (木材、パルプ、セルロース、紙、(これらの誘導品を含む)、木材由来バイオマス、及び製造時の副生成物(誘導品を含む))	環境・人権への配慮 (外部認証の有無、自主監査状況)
天然ゴム及び関連物質 (天然ゴム、ラテックス及び関連物質)	環境・人権への配慮 (外部認証の有無、自主監査状況)
ナノマテリアル ((一次粒子径のうち)少なくとも一次元が1~100nmの範囲にある粒子)	危険有害性 (未知の危険有害性出現への懸念)
マイクロプラスチック (径や辺が5mm以下のプラスチック粒子や破片)	地球環境(水生生物等)への配慮

■変更履歴

改訂	期日	内容
0	2014年 3月25日	
1	2014年 10月15日	物質リスト更新
2	2017年 6月13日	<p>化学物質の見直項目物質リスト更新</p> <p>科学的知見や社会情勢の変化による化学物質の管理規制が厳格となる中で、情報管理の簡略化を目指し弊社での管理規制の対象とする化学物質の大幅な見直しをおこないました。</p> <p>今回の変更では、管理規制の改定頻度が高い項目については製品含有化学物質情報伝達の標準ツールである chemSHERPA (MSDSplus) を用いることを一層明確にし、社内外での管理の簡素化を目指しました。</p>
3	2017年 9月11日	<p>物質リスト更新</p> <p>SVHC17 次追加物質発表等を反映した chemSHERPA、MSDSplus が発表されたことを受けて、各ツールのバージョンを最新版となるよう改訂しました。</p>
4	2018年 2月28日	<p>物質リスト更新</p> <p>SVHC 改訂候補物質、改訂決定物質が発表され chemSHERPA 等が改訂されるまでの期間における対応の合理化のため、chemSHERPA 等に反映されていない SVHC 改訂候補、改訂決定物質を明示的に弊社独自管理規制対象物質とすることにしました。また改定日時点で意見公募中の SVHC18 次候補物質を収載しました。SVHC18 次追加物質決定を反映した chemSHERPA、MSDSplus の新バージョンが発表されたことを受けて製品含有化学物質情報伝達に用いる chemSHERPA、MSDSplus のバージョン情報を更新しました。</p>
5	2018年 3月15日	<p>物質リスト更新</p> <p>SVHC19 次改訂候補物質発表を受けて、これらの物質を調査対象として収載しました。</p>
6	2018年 4月26日	<p>物質リスト更新</p> <p>化審法一特、監視、優先評価化学物質の平成 30 年 3 月から 4 月にかけての指定、取り消しを各リストに反映させました。European Commission (欧州委員会) 決定による SVHC 追加決定を受けて、これらの物質を調査対象として収載しました。</p>
7	2018年 8月27日	<p>物質リスト更新</p> <p>SVHC19 次追加物質決定を反映した chemSHERPA の新バージョンが発表されたことを受けて製品含有化学物質情報伝達に用いる chemSHERPA のバージョン情報を更新しました。</p> <p>また MSDSplus のサポートが 2018 年 6 月で終了したことより、MSDSplus 関連の記述を消去しました。</p>
8	2018年 9月6日	<p>物質リスト更新</p> <p>SVHC20 次改訂候補物質発表を受けて、これらの物質を調査対象として収載しました。</p>
9	2019年 1月18日	<p>物質リスト更新</p> <p>SVHC20 次追加物質発表を受けて、これらの物質を調査対象として収載しました。</p>

<p>10 (Ver. 2.20)</p>	<p>2019年 7月1日</p>	<p>「禁止化学物質」、「削減化学物質」、「管理化学物質」弊社内での位置付けを明確にしました。</p> <p>ノニルフェノール系化合物削減に目処がついたことにより、削減化学物質から管理化学物質としたことを反映しました。</p> <p>物質リスト更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ chemSHERPA 新バージョン発表を受け最新バージョン使用と更新しました。 ・ 平成 31 年度の「優先評価化学物質」の決定を受け、リストに更新しました。 ・ 紛争鉱物に責任ある鉱物調達観点から「コバルト」、「雲母」を追加しました。 ・ SVHC21 次候補物質発表等を受けて、これらの物質を調査対象として収載しました。 ・ 管理化学物質のリストに「ノニルフェノール類」を追加しました。 <p>その他、法令等の最新版を確認し最新の施行日に更新しました。また引用 URL 等を確認し対応する外部情報との整合が取れる様に更新しました。</p>
-------------------------------	-------------------	--